

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(住宅政策本部民間住宅部不動産課)……………一
- 都立公園の設置……………(建設局公園緑地部公園課)……………一

### 告示(公)

- 警察署協議会委員の委嘱……………二

### 公告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………二
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二

### 正誤

- 令和元年十一月六日付雑報……………三
- 令和三年二月十七日付雑報……………三
- 令和四年二月十七日付雑報……………三

## 告示

### ●東京都告示第千四百七十七号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の

規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和四年十一月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 日時 令和四年十二月一日 午前十時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社フォーレスト

(二) 代表者氏名 代表取締役 川中 洋一

(三) 主たる事務 東京都豊島区池袋二丁目六十番七号

所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第九〇二二三号

(五) 免許年月日 平成三十一年二月二十七日

### ●東京都告示第千四百七十八号

都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条の二及び東京都立公園条例(昭和三十二年東京都条例第七十七号)第三条第一項の規定により、東京都立公園を次のとおり設置する。

令和四年十一月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 名称 東京都立練馬城址公園

二 位置 練馬区春日町一丁目及び向山三丁目

三 区域及び面積 別図のとおり

四 供用開始の期日 令和五年五月一日

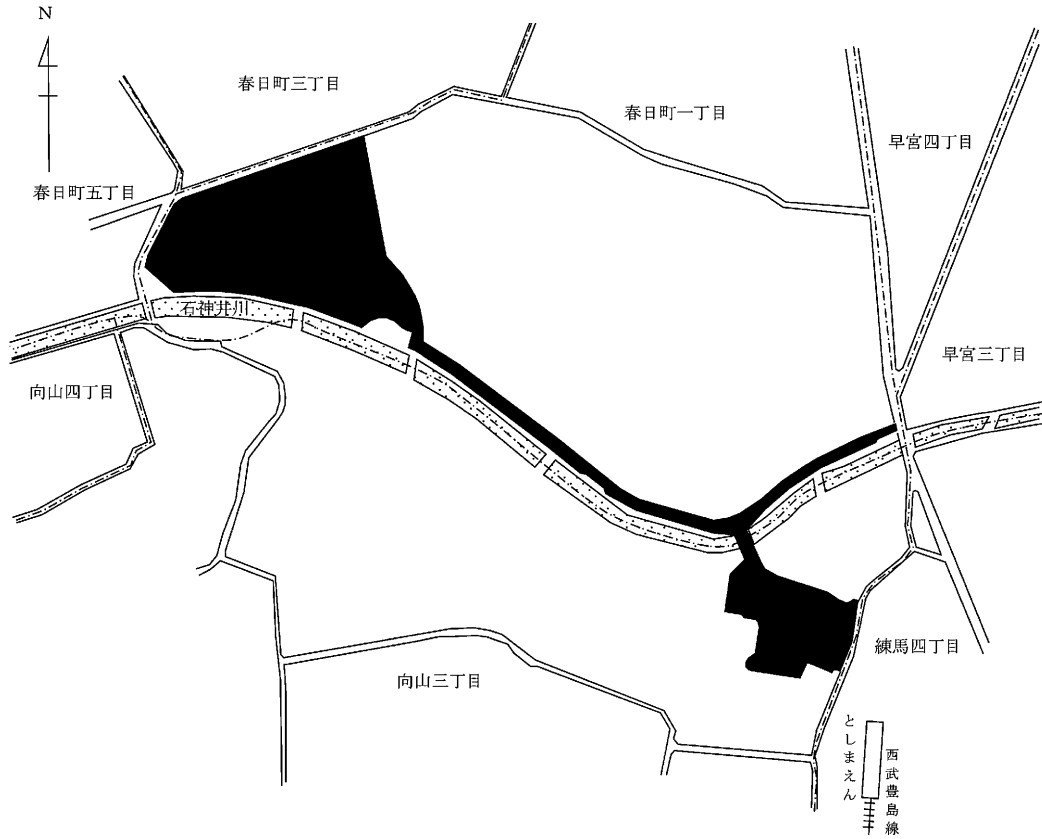
別図

東京都立練馬城址公園 区域略図

設置位置 練馬区春日町一丁目及び向山三丁目

公園区域

公園面積 三一、七二八・六七 平方メートル



# 告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第362号

警察法(昭和29年法律第162号)第53条の2第3項の規定により、令和4年11月4日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。

令和4年11月17日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

警察署協議会名	氏名
警視庁本富士警察署協議会	細谷 はるか
警視庁葛飾警察署協議会	木室 忠 明
警視庁小金井警察署協議会	信 山 重 広

# 公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年十一月十七日から四月以内に東京都産業

労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一  
号）に到着するように提出してください。

令和四年十一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

荻窪タウンセブンビル・ルミネ荻  
窪店

二 店舗所在地 杉並区上荻一丁目九番一号ほか

三 設置者名 武蔵商事株式会社ほか七名

四 設置者住所 杉並区上荻一丁目十六番十四号ほ  
か

五 変更前の小売業者  
の氏名又は名称 合同会社西友ほか百四十五名

六 変更後の小売業者  
の氏名又は名称 株式会社西友ほか百四十一名

七 変更を行った小売  
業者の氏名又は名  
称 株式会社米八東日本ほか十二名

八 変更前の小売業者  
の住所 江戸川区春江町三丁目二番十六号  
（株式会社アサヒプロイラー）ほ  
か

九 変更後の小売業者  
の住所 中央区日本橋小網町六番七号（株  
式会社アサヒプロイラー）ほか

十 変更前の小売業者  
の代表者名 田保 みさ江（株式会社米八東日  
本）ほか

十一 変更後の小売業  
者の代表者名 平井 久也（株式会社米八東日  
本）ほか

十二 変更日 令和四年十月一日ほか

十三 届出日 令和四年十一月四日

十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業  
振興課（新宿区西新宿二丁目八番  
一号）

十五 縦覧期間 令和四年十一月十七日から令和五

十六 縦覧時間

年三月十七日まで。ただし、東京  
都の休日に関する条例（平成元年  
東京都条例第十号）に定める休日  
を除く。  
午前九時三十分から午後四時三十  
分まで。ただし、正午から午後一  
時までを除く。

正 誤

○令和元年十一月六日付雑報

十六ページ下段中「2,260,509」を「2,360,133」に  
「289」を「346」に 「2,305,204」を「2,404,828」に  
「292」を「349」に 「役員員」を「役員及び職員（臨時  
職員）」に 「人材派遣及び臨時職員」を「人材派遣」に  
訂正する。

○令和三年二月十七日付雑報

二十一ページ上段中「2,304,184」を「2,416,012」に  
「294」を「347」に 「2,349,535」を「2,461,362」に  
「297」を「350」に 「役員員」を「役員及び職員（臨時  
職員）」に 「人材派遣及び臨時職員」を「人材派遣」に  
訂正する。

○令和四年二月十七日付雑報

十六ページ上段中「2,354,697」を「2,472,236」に  
「301」を「354」に 「2,399,974」を「2,517,513」に  
「304」を「357」に 「役員員」を「役員及び職員（臨時  
職員）」に 「人材派遣及び臨時職員」を「人材派遣」に  
訂正する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

